

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 琉球政府 機構・
人事・県民会議

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43358

行政庁の立法勧告予定案件

アメリカ局長
参事官
参事官
北米一課長

秘密標記 (赤色)

手記
手記

第 74 号

昭和 46 年 2 月 10 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代



(件名) _____
行政府の立法勧告予定案件一覽表 (送付)

引用公・電信
日付・番号

今般当地沖繩事務局は、琉球政府総務局
渉外課より標記一覽表を入手したところ、同一覽表
一部別送付あり。

付属添付区 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)
本信送付先：
本信写送付先：
配付送：

簡章事務官
総務
渉外
航空
科学協力
連絡調整
調査
力外
庶務

46.2.15

字林洋行(株) 日本支店 通関手 大塚 通関手 山本 通関手 石川 通関手 長谷川 通関手 2/18

1971年度立法制管予定案件一覧表

	ページ
総務局	1
企画局	4
主税局	5
法務局	6
農林局	7
道庁	10
厚生局	12
労働局	20
文教局	21
警察	22

渉外課作成 1971.1.28

1971年度立法勸告予定案件数

局	種別	勸告予定 件数	新規立法	一部改正	全部改正	廃止立法	備考
総務局		18	2	16			
企画局		1		1			
主税局		3		2	1		
法務局		4		4			
農林局		5		4		1	
通商産業局		6	1	5			
厚生局		11	2	9			
労働局		2		2			
文教局		6		2		4	1
警察本部		6	1	5			1
計		62	6	50	1	5	

局長会議で継続審議中の法案

- 1 公立学校職員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部
改正(文教局) — 保留

~~某国行進に関する立法(警察本部)~~

総務局 17件

一連 番号	件名	緊急 順位	立法の概要	備考
1	琉球政府行政組織法の一部を改正する立法	1	1 海上保安機能の整理（公安委、通産局および農林局に分散している機能を統合し、海上保安庁を設置する。） 2 県並み標準減額の見直し (1) 出納長制度の採用 (2) 火薬類、農村漁村電気導入、移住等の所管事務の再配分 3 復帰記念団体事務の位置づけ	
2	行政機関職員定員法の一部を改正する立法	1	1 政府立高等学校および政府立高等学校の教職員定数の確保ならびに琉大の国立大学への移行に伴つての教授職員の定数基準にみあう増員をするための改正 2 新規施設、新規事業等に必要の職員定数を確保・増員するための改正 ※1については、71年4月1日実施が必要であり、2月1日勧告予定	
3	琉球政府公務員の退職手当に関する立法の一部を改正する立法	1	1 附則（1956年2月24日立法第3号）2を改正して始期（現在1952年4月1日）を1946年1月29日（沖縄諮詢会発足）まで遡及すること 2 琉球政府設立以前の政府業務を行なつていた機関および市町村等における勤務期間を通算すること。	

一連 番号	件 名	議 案 順 位	立 法 の 概 略	備 考
4	琉球政府公務員等の旅費に関する立法の一部を改正する立法	1	旅費額の改正	
5	一般職の職員の給与に関する立法の一部を改正する立法	1	人事委員会の給与改定勧告に基づく改正である。	
6	特別職職員の給与に関する立法の一部を改正する立法			
7	裁判官の報酬等に関する立法の一部を改正する立法			
8	検察官の給料等に関する立法の一部を改正する立法			
9	医師及び歯科医師の給料等に関する立法の一部を改正する立法			
10	琉球大学教員の給与に関する立法の一部を改正する立法			
11	司法修習生の給与に関する立法の一部を改正する立法			
12	市町村自治法の一部を改正する立法	1	1 議会の議決を経て行政運営の基本構想を定め、行政の計画的かつ総合的な運営を図る。 2 扶養手当を新設する。	

連 番 号	件 名	緊急 順位	立 法 の 概 略	備 考
13	市町村交付税法の一部を改正する立法	1	増加する行政需要を財源措置するため単位費用を改正する。	
14	1972年度における総額等の特例に関する立法	1	本土政府から支出される市町村財政赤字費を受け入れ配分するための立法	
15	公務員共済組合法の一部を改正する立法	1	地方団体関係、団体職員（沖縄市町村会、沖縄市町村議会議員会及び沖縄市町村職員共済会）の退職年金制度を本土の制度に準じて創設する。（地方団体関係団体職員共済組合）	
16	公務員等共済組合法施行法の一部を改正する立法			
17	琉球政府および市町村が派遣する職員の処遇に関する立法		復帰に備え、琉球政府および市町村相互間の交流をはかることにより、琉球政府と市町村相互間の事務処理の能率化、合理化に資する。琉球政府と市町村との職員を求めに応じて派遣するため、琉球政府が派遣した職員で市町村が採用した職員ならびに市町村が派遣した職員で琉球政府が採用した職員の処遇について定める。	新規立法
18	沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法の一部を改正する立法	1	最近の選挙の実情に鑑み、選挙の期間中における政党その他の政治団体の政治活動の適正化を促すため、検印紙及び公印紙の頒布、シンボルマークの使用等に関し、所要の措置を講ずる他、不在投票に関する規定を整備す。	

企画局・・・1件

連 番 号	件 名	案 急 度	立 法 の 概 略	備 考
1	離島振興法の一部を改正する立法	1	離島振興法の期限延長（1971年6月30日までを1973年3月31日まで期限延長する。）	

主 税 局 3 件

一連 番号	件 名	緊急 順位	立 法 の 概 略	備 考
1	所得税法の一部改正	1	<p>税負担がなお重い現状にかんがみ、その負担軽減を図る観点から</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 課税最低限の引上げ 2 税率の緩和 <p>を重点とする改正</p>	
2	石油税法の全部改正	1	<p>石油類の界内での製造が4.5%の課税率に引き上げられ、製造課税の規定を新たに設ける。</p>	<p>製造課税の新規定を設けることに伴う改正が、相当量になるため(8分の2以上におよび)全部改正する。</p>
3	租税特別措置法の一部改正	1	<ol style="list-style-type: none"> 1 預金利子に対する課税の特例の適用期間が、1971年6月30日で満了することに伴い、それに対する延長措置 2 合併等の場合における課税の特例を受けられる合併期間が、1971年6月30日で満了することに伴い、これに対する延長措置 3 海外に移住するため、財産を譲渡した場合の譲渡所得に対する非課税措置の特例 	

法務局.....2件

一連 番号	件名	緊急 順位	立法の概要	備考
1	戸籍法の一部を改正する立法	2	出生、死亡の届出地を事件発生地に限定せず、本土法と同様に改める。	
2	土地所有権の取得時効の特例に関する立法(1961年4月7日立法第11号)の一部改正	3	沖縄群島の土地所有権については、1951年4月1日の土地所有権認定のときから起算して、1971年3月31日で20年経過する。 従つて、民法(明治29年法律第89号)第162条第2項の10年の取得時効について(特例を設け)たと同様第1項の20年についても特例を設ける必要がある。	
3	保護司法の一部を改正する立法	1	1972年の本土復帰に際し、本土法の適用に伴う制度の整備改善は必要である。次のように保護司法の一部を改正する必要がある。 ① 現在沖縄の保護司定数は200人であるが、これを本土に比べ著しく少く、これを本土の相当率(500人)に増員する。 ② 現在保護司の委嘱は市町村長の推せんした者の中から行政主席が委嘱してゐるが、本土は保護観察所長が推せんした者の中から保護司選考会の意見を聞いて委嘱してゐるので本土の制度に比して改善、整備する。 ③ 本土の制度の如くに保護司選考会を設置し、保護司の委嘱についての意見を聞いて保護司の選考を行う。広く一般の人材を採めることとする。	
4	戸籍整備法の一部を改正する立法	1	戸籍整備法の失効期日は、1973年1月1日に変更す。	

農 林 局 4 件

一連 番号	件 名	緊急 順位	立 法 の 要 略	備 考
1	農林漁業中央金庫法を廃止する立法	1	<p>1 現在の農林漁業中央金庫を解散して、この財産を農協法および水協法に基づいて設立される県信連に承継する。</p> <p>2 政府出資金は、県信連に「貸付金」として承継する。</p> <p>3 貸付期間は、25年無利息とし、うち据置期間10年とする。</p> <p>4 県信連が償還する場合、年賦償還の方法によることとし、県に設置される特別会計に償還することとする。</p> <p>5 その他関連条文の整備</p>	
2	農林漁業団体職員共済組合法の一部改正	2	<p>1 標準給与の等級および月額区分について農林漁業団体の役職員の給与の実態等にかんがみ、また厚生年金制度や他制度の例をも勘案し、下限を25ドルから40ドルに上限を、305ドルから417ドルに引き上げる。</p> <p>2 標準給与の等級および月額区分の改正については、厚生年金制度の改善措置を考慮し、さらに他の共済組合制度等における改善措置に準じて、本制度の標準給与表を改正し、給付内容の改善を図る。</p> <p>3 第31条中「公務員退職年金法（1965年立法第100</p>	

連 番 号	件 名	緊 急 順 位	立 法 の 説 明	備 考
			号)」を「公務員等共済組合法（1969年立法第154号）」に改める	
3	森林漁業資金融通特別会計法の一部改正	3	<p>現行特別会計法には、「本土産米穀資金助定」と「森林漁業助定」の二つがあるが、「漁船建造資金助定」を追加設置する。</p> <p>（過去において融資した漁船建造資金の助定が不明確になるから別助定にするよう本土政府からの指示があった。）</p>	
4	肉用牛振興特別措置法の一部改正	3	<p>1 第11条（補助の対象）に県内産保留牛の買上げも加える。</p> <p>2 第14条（課徴金額の決定） 課徴金の額の決定について、現行法は「・・・第11条第1号の繁殖牛の購入事業の補助に要する費用を規則で定める方式に基づき算出される当該年度における指定肉用牛および牛肉の輸入数量で除して得た金額を基準として定めるものとする。」としているが、これを「第11条1号から5号までの事業および県内産保留牛の買上げに要する費用を規則で定める方式に基づき・・・定めるものとする。」に改める。</p> <p>3 第17条は、補助金の交付を受けた者もしくは課</p>	

連 番 号	件 名	緊急 順位	立 法 の 概 略	備 考
			<p>徴金を納付した者の事務所その他の事業場に立入検査 をすることができるが、「課徴金の免除を受けた者の 事務所その他の事業場」にも立入り検査ができるよう に改める。</p> <p>4 第20条に、上3の場合罰則が適用できるように改 める。</p>	
5	農林漁業資金融通法の一部改正	1	<p>農林漁業資金融通特別会計法の一部改正により 漁船建造資金勘定が追加されたので、農林漁 業資金融通法第3条第2号中の「漁船建造 」を分離して新しい号を設ける。</p>	

通商産業局・・・7件

連 番 号	件 名	急 務 位	立 法 の 概 略	備 考
1	沖縄石油資源開発株式会社法(仮称)	1	尖閣列島周辺海域(大陸棚を含む。)の石油資源開発を目的とする特殊法人を設立する。 琉球政府が中心となり、武蔵権出願者の大見謝恒寿、古堅総光(本土の石油資源開発会社)、新里景一の参加のもとに鉱業権の保有、探鉱開発を主要の業務とする会社である。	政府の出資金が必要 額は未定
2	中小企業近代化促進法の一部改正	1	中小企業者の定義を本土基準と同一にする。	
3	中小企業近代化資金融通法の一部改正	1	1 中小企業者の定義を本土基準と同一にする。 2 中小企業設備貸与制度を設ける。	基金7千万円
4	協同組合法の一部改正	1	「中小規模の事業者」の定義を本土基準に引き上げる。	
5	銀行法の一部を改正する立法	1	現行法は銀行が他の銀行の株式を取得することを全面的に禁止しているが、これも本土をみに他銀行の発行済株式総数10.0分の10まで保有することができるように改める。	
6	郵便法の一部を改正する立法	1	郵便事業の正常運行とこれに要する財源確保のため、郵便に関する料金を改正するとともに、復旧体制をとと	

連 号	件 名	緊急 程度	立 法 の 概 要	備 考
			<p>のえるため、本土の制度にない郵便物の種類体系等を整備して業務の効率化を図り、あわせて利用者に対するサービスの改善のため、所定の規定の改正を行なおうとするものである。</p> <p>改正要綱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 料金の改正 2 通常郵便物の種類体系の改正 3 郵便物の容積および重量制限の改正 4 郵便葉書の無償交付 5 被災地あて小包郵便物の料金免除 6 書損じ葉書の場合の郵便葉書の交換 7 転送取扱い改正 8 高層建築物に対する郵便受箱の設置 9 書留制度の改正 10 盲人用郵便物の無料扱い 11 普簡小包の新設 12 市内特別郵便物の新設 13 その他 	
	<p>前掲 郵便物手紙売さばき用及び印紙売さばき用に関する 立法(1953年立法第53号の一部を改正する立法)</p>		<p>売さばき手数料率の改正</p>	

厚生局 ----- 11 件

一筆 番号	件 名	緊急 順位	立 法 の 概 略	備 考
1	社会福祉事業法の一部を改正する立法	1	<p>1 福祉事務所の現業員の定数（法第15条）を本土基準並みに引上げることにより、保護及び福祉サービスの適正を実施と実効を図る。</p> <p>2 現業員の定数は、現行で「被保護世帯の数4.80人以下につき5人」、「被保護世帯の数が80を増すごとに1人を追加」となっているが、これを本土並みに「被保護世帯の数3.90以下につき6人」、「被保護世帯の数が6.5を増すごとに1人を追加」に改める。</p>	<p>現業員1人当 相当件数 (70年4月現在)</p> $\frac{8,842 \text{ 件}}{93 \text{ 人}} = 95 \text{ 件}$
2	琉球政府が設置する社会福祉施設の委託に関する立法	2	<p>1 政府が設置する既存或は新設の社会福祉施設の一部又は全部を社会福祉事業団に次の理由によりその経営を委託し、経営の合理化、職員の確保と専門化を図ることによつて県民福祉の増進を期す。</p> <p>(1) 社会福祉施設の合理化効率的な運営を期すには、その行政監督と現業であることから公営より民営で行なうことがのぞましい。</p> <p>(2) 多くの施設を保有し、大規模経営を行なえば、経営の合理化、職員の確保及び資質の向上を図ることができる。</p> <p>(3) 政府職員の定員増が困難な現状から公立民営の施設運営が適当である。</p>	新規立法

一連 番号	件 名	緊急 順位	立 法 の 戦 略	備 考
			<ul style="list-style-type: none"> (4) 施設職員の専門化を図ることができる。 2 委託する社会福祉施設は第1種社会福祉事業に限るものとする。 3 社会福祉事業団は、公法的性格をもつ社会福祉法人であること。 4 政府は当該社会福祉法人社会福祉事業団を設立の際、基本財産として27,777ドル以上を負担出資するものとする。 	
3	児童扶養手当法の一部を改正する立法	1	<ul style="list-style-type: none"> (1) 手当額の引上げ(5ドル84セント→7ドル77セント) (2) 手当額支給の現行市町村窓口支払を郵政官署窓口支払に改正したい。 	<p>郵政庁における政府才入金及び才出金の受入れ及び払渡しに関する立法(1958年立法第1号)を改正する必要がある、郵政庁と調整が必要</p>
4	特別児童扶養手当法の一部を改正する立法	1	<ul style="list-style-type: none"> 1 手当額の引上げ(5ドル84セント→7ドル77セント) 2 手当額支給の現行市町村窓口支払を郵政官署窓口支払に改正したい。 	
5	衛生検査技師法の一部を改正する立法	1	<ul style="list-style-type: none"> 1 臨床検査技師制度を新たに設ける。 2 衛生検査所の開設を業として行なうことができるようにする。 3 沖縄免許取得者の本土免許取得手続が円滑に行な 	

一連 番号	件 名	緊急 順位	立 法 の 概 略	備 考
			<p>われるよう配慮する。</p> <p>(説明)</p> <p>この件は、本土と沖縄の免許一体化法の施行後、本土において衛生検査技師法の一部を改正する法律(昭和45年法律第83号)が制定され、昭和46年1月1日から施行されることになったが、同法の改正規定に基づく臨床検査技師国家試験が46年11月に行なわれるので、沖縄においても本土と同等の試験を行ない、復帰時において身分の格差を可能な限り縮めておきたい。</p> <p>なお、受験資格については、厚生大臣の認定する講習会を終了しておく必要から、復帰前に、これらのものを沖縄において実施する必要があり、これら一連の手続を合法的にとり行なう必要から、本土に準じて改正を行なうものである。</p>	
6	結核予防法の一部を改正する立法	2	<p>健康診断を定期と定期外に区分し、定期の健康診断の実施義務を市町村長に移す。</p> <p>(説明)</p> <p>健康診断は、本土法においては定期の健康診断と定期外の健康診断に区分し、定期の健康診断は対象者を事業所、学校、施設において集団生活をなす者とこれら以外の一般住民とに区分し、それぞれの実</p>	

一連 番号	件名	緊急 順位	立法の概略	備考
			<p>施義務を使用者、学校長、施設長、市町村長に負わせている。</p> <p>また、定期外の健康診断は、結核に感染し、または結核を他に感染させるおそれのある者等特定の対象に対して、必要に応じて都道府県知事が行なうことになっているが、沖縄においては、定期または定期外の健康診断の区別はなく、すべて行政主席の実施義務となつていことから法の一部改正を行ない、健康診断の実施義務を事業所または事業所の使用者、学校の長、施設の長、市町村の長にそれぞれ負せることを規定し、本土復帰に備え市町村長等の義務の責任と自主性を養い結核対策の推進を図る必要がある。</p>	
7	予防接種法の一部を改正する立法	2	<p>予防接種の実施主体を市町村に移し、政府はこれに協力するというように改める。</p> <p>(説明)</p> <p>予防接種事業は本土法では実施主体は市町村で、市町村長は地区医師会及び保健所等とタイアップして予防接種を行なう仕組みになっているが、沖縄では政府(保健所)が実施し、市町村は協力することになっている。</p> <p>しかし、沖縄においても復帰時には本土法の適用</p>	

道 番号	件 名	業 種	立 法 の 概 要	備 考
			を受け、予防接種事業は自然的に各市町村の責任において行なわれなければならないが、今からその前準備を兼ねた行政措置の立場から予防接種法を改正し、実施責任を政府から市町村に移し、復帰時の不平等の円滑化を図る必要がある。	
8	清掃法の一部を改正する法律	8	 1 多量の汚物及び特殊の汚物の種類についての規定を整備する。 2 下水道処理区域内の汲み取り便所を設置している者は水洗便所に改造するようにつとめる。 3 汚物の収集又は処分業務について許可の基準を定める。 4 じ尿及びごみ処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため技術監理者をおく。 5 汲み取り便所を水洗便所に改造に要する費用を補助する。 	
9	沖縄県医療福祉事業団法(仮名)	1	医療保険法の余裕金を運用させるため、事業団(法人)を設置し、次事業を行なわせる。 (1) 医療保険の被保険者及び被扶養者のため、保健施設及び福祉施設の設置及び運営	

一連 番号	件 名	緊急 順位	立 法 の 概 略	備 考
			(2) 事業主等に対する保健施設及び福祉施設その他の施設の設置又は整備に要する資金の貸付	
10	厚生年金保険法の一部を改正する立法	1	<p>1 法第35条第1項第1号中、基本年金額の定額部分1ドル11セントを1ドル27セントに引き上げる。</p> <p>2 法第53条の障害年金の最底保障額及び法第64条の遺族年金の最底保障額266ドルを293ドルに引き上げる。</p> <p>3 法第39条の併給調整の緩和策として、二以上の年金のうち、一が遺族年金である場合は、遺族年金の計算の基礎となつた基本年金額に相当する額までは併給することとする。</p> <p>4 高令者に対する通算老令年金の支給要件の緩和策として、法附則第3条(改正立法附則第3条のこと)中、1970年4月1日以後の被保険者期間を同年1月1日以後の期間に繰り上げること。</p>	<p>本土法の引上げに準じて改正する。</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

一連 番号	件名	案 題 位	立法の概略	備 考																																																								
11	国民年金法の一部を改正する立法	1	<p>1 福祉年金額の改善</p> <p>福祉年金額の引き上げ（沖繩）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度別 種別</th> <th colspan="2">現 行</th> <th colspan="2">改 正（予 定）</th> <th rowspan="2">引き上げ額</th> </tr> <tr> <th>1970.9~ 1971.6</th> <th>1971.7~ 1971.10</th> <th>1971.11~</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老令福祉 年 金</td> <td>60.00</td> <td>66.66</td> <td>83.33</td> <td></td> <td>16.67% (6,000円)</td> </tr> <tr> <td>障害福祉 年 金</td> <td>97.00</td> <td>103.33</td> <td>123.66</td> <td></td> <td>23.33% (8,400円)</td> </tr> <tr> <td>母子福祉 年 金</td> <td>80.00</td> <td>86.66</td> <td>110.00</td> <td></td> <td>23.34% (8,400円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考（本土）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度別 種別</th> <th colspan="2">現 行</th> <th colspan="2">改 正</th> <th rowspan="2">引き上げ額</th> </tr> <tr> <th>1970.10 ~ 1971.10</th> <th></th> <th>1971.11~</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老令福祉 年 金</td> <td>24,000円 (66.66%)</td> <td></td> <td>30,000円 (83.33%)</td> <td></td> <td>月 500円 年6,000円</td> </tr> <tr> <td>障害福祉 年 金</td> <td>37,200円 (103.33%)</td> <td></td> <td>45,600円 (126.66%)</td> <td></td> <td>月 700円 年8,400円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉 年 金</td> <td>31,200円 (86.66%)</td> <td></td> <td>39,600円 (110.00%)</td> <td></td> <td>月 700円 年8,400円</td> </tr> </tbody> </table>	年度別 種別	現 行		改 正（予 定）		引き上げ額	1970.9~ 1971.6	1971.7~ 1971.10	1971.11~		老令福祉 年 金	60.00	66.66	83.33		16.67% (6,000円)	障害福祉 年 金	97.00	103.33	123.66		23.33% (8,400円)	母子福祉 年 金	80.00	86.66	110.00		23.34% (8,400円)	年度別 種別	現 行		改 正		引き上げ額	1970.10 ~ 1971.10		1971.11~		老令福祉 年 金	24,000円 (66.66%)		30,000円 (83.33%)		月 500円 年6,000円	障害福祉 年 金	37,200円 (103.33%)		45,600円 (126.66%)		月 700円 年8,400円	母子福祉 年 金	31,200円 (86.66%)		39,600円 (110.00%)		月 700円 年8,400円	<p>71年11月からの引き上げについては本土の引き上げに準じて行なり予定</p>
年度別 種別	現 行		改 正（予 定）		引き上げ額																																																							
	1970.9~ 1971.6	1971.7~ 1971.10	1971.11~																																																									
老令福祉 年 金	60.00	66.66	83.33		16.67% (6,000円)																																																							
障害福祉 年 金	97.00	103.33	123.66		23.33% (8,400円)																																																							
母子福祉 年 金	80.00	86.66	110.00		23.34% (8,400円)																																																							
年度別 種別	現 行		改 正		引き上げ額																																																							
	1970.10 ~ 1971.10		1971.11~																																																									
老令福祉 年 金	24,000円 (66.66%)		30,000円 (83.33%)		月 500円 年6,000円																																																							
障害福祉 年 金	37,200円 (103.33%)		45,600円 (126.66%)		月 700円 年8,400円																																																							
母子福祉 年 金	31,200円 (86.66%)		39,600円 (110.00%)		月 700円 年8,400円																																																							

一連 番号	件名	緊急 順位	立法の概略	備 考
			<p>2 法第9.1条のみなし期間(9年)について追納させ本土との改正是正を図りたい。</p> <p>(1) 追納しない場合の年金額6.0ドル (1年納付9年免除)</p> <p>(2) 9年を納付した場合の年金額165ドル (10年納付)</p> <p>追加額 55.66ドル</p> <p>3 福祉年金給付の現行市町村窓口支払を郵政官署窓口支払に改正したい。</p> <p>4 老令福祉年金の支給開始年齢の引き下げ。 老令福祉年金の支給開始年齢は、一律70才となっているが、これを法別表2級に該当する者については65才に引き下げること。</p> <p>5 その他関連条文の整備</p>	<p>本土との調整が必要 ある。</p> <p>郵政庁における政 金及び才出金の受 び払渡しに関する 53年立法第1.4 改正する必要が 庁と調整が必要</p>

労働局 2件

一連 番号	件名	緊急 順位	立法の概略	備考
1	職業安定法の一部改正	1	経済の高度成長に伴い、雇用失業情勢は、若年労働力および技能労働力の不足状況がみられる反面、中高年令失業者等の再就職が困難な現状であることにかんがみ中高年令失業者等に対し、職業指導、職場適応訓練、職業訓練等の就職促進の措置を講じ、積極的に雇用対策をはかる必要がある。	
2	緊急失業対策法の一部改正	1	失業対策事業就労者は中高年令者等再就職の困難な失業者が多く、しかし十分な職業指導、職業訓練の機会のないまま失業対策事業に就労している現状にかんがみ、失業者の能力等にかみあつた失業者就労事業と高令失業者等就労事業に再漏し、事業の適正な運営をはかる必要がある。	

文教局..... 6件

一連 番号	件 名	緊急 順位	立法の概略	備 考
1	政府立学校等の教育職員の結核性疾患による休職及び出産休暇に関する特別措置法の一部を改正する立法	1	政府立学校の実習助手ならびに特殊教育諸学校の寮母にこの立法を適用する場合に補充ができるようにする。 女子教育職員の出産休暇の期間延長	
2	教育委員会法の一部を改正する立法	1	第42条 扶養手当を加える。 別表 合併教育区名を削る。	
3	政府立各種学校の廃止に伴う関係立法の整理に関する立法	1	政府立各種学校の1971年4月1日からの廃止に伴う関係立法の改正	
4	琉球育英会法を廃止する立法	1	72年本土復帰に伴い、現行の特殊法人琉球育英会を廃止し、財団法人沖縄県育英会（仮称）を設立して育英事業を継承する必要がある、そのために要する経過措置等を規定する。	
5	私立学校振興会法を廃止する立法	1	本土復帰に伴い、現行の特殊法人私立学校振興会を廃止し、財団法人沖縄県私学教育振興会（仮称）を設立して私学教育の振興事業を承継する必要がある、そのために要する経過措置等を規定する。	
6	琉球学校給食会法を廃止する立法	1	72年本土復帰に伴い、現行の特殊法人琉球学校給食会を廃止し、財団法人沖縄県学校給食会（仮称）を設立して学校給食事業を継承する必要がある、そのために要する経過措置等を規定する。	

一連 番号	件名	緊急 順位	立法の要旨	考
1	警察法の一部を改正する立法案	1	1 「保安部」を本土と同様「警備部」に名称を改める。 2 各部の所掌事務を本土と同様に整備する。 注：1 保安警察事務を刑事部に移す。 2 犯罪統計事務を刑事部に、交通事故統計事務を交通部に移す。	
2	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する立法の一部を改正する立法案	2	1 給付の原因を水難、山岳における遭難、交通事故その他変事に危険がある場合に人命救助に当つて災害を受けた者にも適用することとする。 2 支給の範囲、金額、支給方法その他給付に關し必要な事項は、琉球政府公務員災害補償法(1969年立法第130号)の規定を参しやくして規則で定めることとする。 (1) 打切給付の制度を廃止する。 (2) 給付は、年金または一時金とする。	
3	道路交通法の一部を改正する立法案	1	1 悪質事犯の排除徹底 酒気帯び運転に関する規制および罪則の強化ならびに関係規定の整備 2 道路交通法の一部を改正する立法案 車両の交差点で進行する方向別の通行区分ならびに右折および左折方法の指定に関する規定の整備	

一連 番号	件 名	緊急 順位	立 法 の 概 略	備 考
			<p>3 交通巡視員制度の新設 歩行者の安全の確保、駐・停車の規制の励行等の指導を行なわせるための交通巡視員制度の新設</p> <p>4 自動車の運転者の資質の向上 指定基準に適合しなくなつた自練に対する規定の整備 マイクロバスを大型自動車とするための規定の整備</p> <p>5 故障車両による交通の妨害を排除するための規定の整備</p> <p>6 運行記録計による記録等 道路運送車両法等の規定で運行記録計を備えるよう義務付けられた自動車に対する道路交通法上の義務規定の整備</p>	
4	質屋営業法の一部を改正する立法案	2	<p>1 許可証の更新制度を廃止することとする。</p> <p>2 質物の流質期限を整備統合する。</p> <p>3 営業の許可条件に質物の保管設備の基準条項を加える。</p> <p>4 質物の保管設備を公安委員会が定めることとする。</p>	
5	古物営業法の一部を改正する立法案	2	<p>1 行商と露店以外の許可証の更新制度を廃止することとする。</p> <p>2 営業管理者の廃止につき許可制から届出制とする。</p> <p>3 関係簿冊の廃棄についての承認制を改める。</p>	
6	集団行進に関する立法	/	-23-	